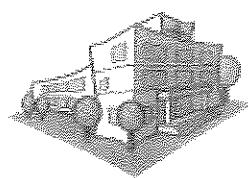


—新連載—

医療機関と民事再生

片山・田中法律事務所 弁護士 片山卓朗



Vol. 1

医療機関の再建

(1) 医療法人の経営者について

筆者の父親は医師で、地方の小さな都市で診療所を経営していました。その関係もあり、親戚や知り合いに医師が多く、自然に医療にかかわる仕事を多く手がけることになりました。

病院や診療所など医療機関の経営は、一般的な営利企業とかなり異なる側面を有しています。まず経営主体が異なります。一般的な営利企業の経営主体の多くは株式会社ですが、医療機関の経営主体の多くは医療法人です。株式会社が営利を目的として経営されているのに対し、医療法人は非営利企業です。非営利企業であることに関連するのですが、株式会社の経営権は、株式会社の株式の過半数を所有している株主にありますが、医療法人の場合には、出資の多寡(医療法人の場合には資本金のことを株式とはいわず出資持分といいます)と経営権とは基本的に関係ありません。

株式会社の場合には誰でも経営者になれますが、医療法人の場合には基本的に医師でなければ経営者とはなれません。株式会社では経営者の法的な名称を代表取締役といいますが、医療法人の場合には理事長といいます。株式会社の場合には、代表取締役が社長として会社の業務を管理・執行することになりますが医療法人の場合には、理事長が院長として医療機関の業務を管理・執行することになります。多くの場合、病院の理事長は同時に院長として医療現場を統括することになりますが、中小企業の社長と同

じように、実務をこなしながら経営をしています。少し大きな中小企業の場合には社長が現場にたたずみ経営に専念することも多いのですが、病院の場合には、医師が不足していることもあります。院長が診療をせずに経営に専念するといった贅沢は許されません。病院の場合には、100名を超す従業員を抱えることが多いのですが、かなり大きな病院であっても理事長である院長は、医療現場の最先端にたって患者を診ながら経営をしているのです。

そして、医療機関の経営者にとって、一番頭の痛い問題は、医師の確保です。医療機関の善し悪しは、診療する医師の資質に大きく依存します。優秀な医師をいかに確保・維持するかについて、経営者である医師は絶えず心を配っているのです。

看護師の不足も深刻です。看護師をいかに確保するかは、経営者である医師だけでは対応できません。事務長をはじめ医療機関全体の総合力によって看護師を確保する必要があります。

プロフィール

片山卓朗（カタヤマ タクロウ）

弁護士、片山・田中法律事務所所長

名古屋大学卒、1979年司法試験合格

開業以来、医療機関の私的整理、民事再生等を多く手がけ、医療機関を再建させる。民事再生監督委員・破産管財人や合併・営業譲渡等のM&Aの経験も豊富
ポリシーは「経営者の良き相談相手となること」

※本連載は木曜日に掲載します